2017 年度点検・評価シート

※下記の指摘事項、課題を踏まえて、Ⅱ点検・評価　Ⅲ【達成目標】欄を記述してください。

（進捗状況を【現状説明】に記述し、必要に応じて新たに【目標】を設定する。）

2016 年度大学評価（認証評価）結果指摘事項
2016 年度外部評価委員会指摘事項
前年度からの課題（2016 年度点検・評価シート Ⅳ次年度への課題 より転記） 4-4-1【現状】Ⅱ【点検・評価項目ごとの現状説明】において、修正した専攻ごとの学位授与者数を記述する。 4-4-2【現状】新しく改訂した「大学院法学研究科学位論文の審査に関する内規」を教員と学生により周知徹底させて、公平で効果のある教育体制を構築していきたいと希望している。また学生の研究成果をより発表できるように指導体制を強めていきたい。

Ⅰ　評価項目・担当部局

対象部局	法学研究科
評価基準 4	教育内容・方法・成果
中項目　4-4	成果　【自己評定 S】
点検・評価項目(1)	4-4-1 教育目標に沿った成果が上がっているか。
評価の視点	学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用
点検・評価項目(2)	4-4-2 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。
評価の視点	学位授与基準、学位授与手続きの適切性
	学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策

Ⅱ　点検・評価　対象期間は 2016 年 4 月～2017 年 5 月までとする。（教員数、学生数などのデータの基準日は 2017 年 5 月 1 日）

【点検・評価項目ごとの現状説明】

4-4-1	2012 年度から 2016 年度までの 5 年間で、本研究科は、18 名に修士の学位を、1 名に博士の学位を授与している（B4-4-29 d2-表 12）。法律学専攻・政治学専攻ともに、学生の学習成果を測定するための評価指標とそれに基づいた適切な評価制度は開発されていない。そのため 2015 年度には論文作成および審査基準をまとめて共通の基準を確実なものとしていく方針を立て、2016 年度には作成された基準を教員と学生に周知・徹底させ、共通の理解を形成した。なお法学研究科における学習成果の判定については、学位の取得者数、当該院生の紀要を含めた論文数、学会発表の有無とその件数、ならびに学外研究や社会貢献活動等によって評価することを基本としている。
4-4-1	**以下の評価の視点について、新たな取組の有無、または、継続している取組の成果の有無を【　】内に○・×で記入し、○の場合はその内容と結果を記述してください。** 学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用について【×】 具体的事例：
4-4-2	修了に必要な単位数は大学院学則に定められているほか、本研究科では 2011 年度度に「大東文化大学大学院法学研究科学位論文審査基準」を制定し、これに基づき論文審査を実施している。学生に対してはガイダンス時にそれらの基準が明示され周知が図られる（A4-4-12、A4-4-15、B4-4-27）。学位の授与は学則、学位論文審査基準、および学位論文の審査に関する内規に従って適切に行われている。 論文の審査については以下のように行われる。 博士前期課程においては、本研究科委員会は当該学生の論文を受理した後審査委員会を設置する。審査委員は指導教授を主査とし、関連科目を担当する本学の教員 2 名以上をもって組織する。論文の審査の際には、①研究テーマの設定の妥当性、②論文構成の適切性、③先行研究処理の適切性、④論旨の一貫性と明確性、⑤論理的かつ実証的な分析の厳密性、⑥注表記、引用、参考文献の妥当性が主たる審査項目として考慮される。審査委員会は審査の終了後、合否の提案とその理由を記した審査結果報告書を本研究科に提出する。その後、専攻協議会の提案により研究科委員会は、上記の報告書につき審議のうえ学位規則第 12 条に基づき合否を決定する。 博士後期課程においても、①研究テーマの設定の独創性、②研究の学問的意義、③論文の体系性、④先行研究の網羅的調査と妥当性、⑤論理的かつ実証的な分析の厳密性、⑥論旨の一貫性と明確性、⑦表現、注表記、引用及び文献参照の適切性を審査項目として、上記博士前期課程と同様、審査会の審査に従い、合否の提案とその理由を記した審査結果報告書を本研究科に提出、その後、専攻協議会の提案により研究科委員会は、上記の報告書につき審議のうえ学位規則第 12 条に基づき合否を決定する。 他方、学位論文審査基準や学位論文の審査に関する内規に問題がないかどうか、指導を進めながら継続的に点検を進めていくことが必要である。

4-4-2	以下の評価の視点について、新たな取組の有無、または、継続している取組の成果の有無を【　】内に○・×で記入し、○の場合はその内容と結果を記述してください。 （1）学位授与基準、学位授与手続きの適切性について【×】 具体的事例： （2）学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策について【○】 具体的事例：作成された「大学院法学研究科学位論文の審査に関する内規」に基づき、院生研究発表会について、副査の出席が義務付けられた。

【効果が上がっている事項】

4-4-1	
4-4-2	

【改善すべき事項】

4-4-1	
4-4-2	学位論文審査基準や審査体制等に問題がないかどうか、指導を進めながら点検を進めていくことが必要である。

Ⅲ　【達成目標】目標の進捗状況は、「S：完全に達成」　「A：概ね達成」　「B：やや不十分」　「C：不十分」　で、評価する。

達成目標		目標達成の指標となるもの		評価 2014	2015	2016	2017	2018
中期目標（2014～2018）	~~4-4-1　教育の効果を測定する方策を検討する。~~ ※2016年度には新たに作成された学位授与に関する内規を教員と学生に周知・徹底させ、共通の理解を形成している。また法学研究科における学習成果の判定については、学位の取得者数、当該院生の紀要を含めた論文数、学会発表の有無とその件数、ならびに学外研究や社会貢献活動等によって評価することを基本としているため、中期目標からは削除	~~教育の効果を測定する方策が検討され、定期的に実施されている。~~	→			B		
	4-4-2　学位授与における客観性・厳格性を確保する方策を検討する。	学位授与における客観性・厳格性を確保する方策が検討され、実施されている。	→			B	S	
	4-4-1,4-4-2　教育の効果を測定する方策及び学位審査の客観性や厳格性を確保する方策を明文化し、大学構成員に周知徹底する。	必要であれば従来の内規を修正し、明文化された方針を大学構成員に配布する。	→			B	S	
16年度目標	4-4-2 新たに改訂した「大学院法学研究科学位論文の審査に関する内規」を周知徹底させる。	教員も院生も新基準について共通の理解を持ち、公平な審査方法やルールを確立している。				A		
17年度目標	4-4-2　新しく改訂した「大学院法学研究科学位論文の審査に関する内規」とともに学位論文審査基準についても、教員と学生により周知徹底させて、公平で効果のある教育体制を構築するための議論を開始する。	新しく改訂した「大学院法学研究科学位論文の審査に関する内規」を不断に見直し、教員と学生により周知徹底させる方策についての議論が開始される。					S	

Ⅳ　評価専門委員会所見

4-4-1【現状】
・政治学専攻と法学専攻で評価指標が異なる場合はその事にも触れて下さい。
・社会貢献活動等で評価するとありますが、具体的な事例があれば挙げて下さい。

Ⅴ　所見への対応

4-4-1【現状】

・自治体が行う選挙管理委員会の活動や自治体の危機管理対策のボランティアなどを想定しておりますが、今後指標は研究科委員会の場で検討したいと考えています。

Ⅵ　次年度への課題

本項目の根拠資料（データ類、裏付けとなる資料）

A4-4-2　　大東文化大学学位規則
A4-4-11　大東文化大学大学院学則　≪既出≫A1-2
A4-4-12　2015(平成 27)年度大学院の手引き　≪既出≫A1-17
A4-4-15　大東文化大学大学院法学研究科学位論文審査基準
B4-4-27　2015 年度ガイダンス日程表（学部・研究科）
B4-4-29　大学データ集　≪既出≫B1-22

〔追加資料〕大学院法学研究科学位論文の審査に関する内規